

別表第1-1 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表介護予防訪問介護相当サービス

A2 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A2	1111	訪問型サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1176	1月につき			
A2	2111	訪問型サービス1 1日割		1,176単位	39	1日につき			
A2	1211	訪問型サービス1 2		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2349	1月につき			
A2	2211	訪問型サービス1 2日割		2,349単位	77	1日につき			
A2	1321	訪問型サービス1 3		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3727	1月につき			
A2	2321	訪問型サービス1 3日割		3,727単位	123	1日につき			
A2	2411	訪問型サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき			
A2	2511	訪問型サービス2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合 179				
A2	2621	訪問型サービス2 3		(二) 所用時間45分以上の場合 220					
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163					
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	対象者・要支援1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 1日割				所定単位数の1%減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2				対象者・要支援1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		所定単位数の1%減算	-1		1日につき		
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3		者・要支援2 (週2回を超える)	所定単位数の1%減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 3日割			所定単位数の1%減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	(2) 生活援助が中心である場合	所定単位数の1%減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 2					(一) 所用時間20分以上45分未満の場合 -2		
A2	C218	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2 3					(二) 所用時間45分以上の場合 -2		
A2	C219	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合 -2						
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2				所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3				所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算			1月につき		
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算			1日につき		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算			1回につき		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算			1月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			1日につき		
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算			1回につき		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算			1月につき		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1日につき		
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200		1月につき		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100				
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算II		(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	200				
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算 (1月につき、1月1回まで)	50				
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算					
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算II		(2) 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の100/1000 加算					
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算III		(3) 介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の55/1000 加算					
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の90%加算					
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算V		(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の80%加算					
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算I		ト 介護職員特定処遇改善加算	(1) 介護職員特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000				
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算II	(2) 介護職員特定処遇改善加算(II) 所定単位数の42/1000						
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の24/1000					

別表第1-2 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表 (3割負担用)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位				
				算定項目	算定項目							
A3	2001	訪問型サービス11 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176単位	70%	1,176	1月につき				
A3	2003	訪問型サービス11日割 (制限)			1,176単位	70%	39	1日につき				
A3	2005	訪問型サービス12 (制限)			(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349単位	70%	2,349	1月につき			
A3	2007	訪問型サービス12日割 (制限)				2,349単位	70%	77	1日につき			
A3	2009	訪問型サービス13 (制限)			(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727単位	70%	3,727	1月につき			
A3	2011	訪問型サービス13日割 (制限)				3,727単位	70%	123	1日につき			
A3	2013	訪問型サービス21 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		70%	287	1回につき				
A3	2015	訪問型サービス22 (制限)			(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	179					
A3	2017	訪問型サービス23 (制限)			(二) 所用時間45分以上の場合	70%	220					
A3	2019	訪問型短時間サービス (制限)			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	70%	163					
A3	2109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 (制限)			高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		12単位減算	70%	1,164	1月につき
A3	2110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1日割 (制限)							1単位減算	70%	38	1日につき
A3	2111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2 (制限)	(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算			70%	2,326	1月につき			
A3	2112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2日割 (制限)		1単位減算			70%	76	1日につき			
A3	2113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3 (制限)	(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算			70%	3,690	1月につき			
A3	2114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3日割 (制限)		1単位減算			70%	122	1日につき			
A3	2115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.1 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	70%	284	1回につき			
A3	2116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.2 (制限)				(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	177				
A3	2117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.3 (制限)				(二) 所用時間45分以上の場合	70%	218				
A3	2118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間 (制限)				(3) 短時間の身体介護が中心である場合	70%	161				
A3	6001	訪問型サービス同一建物減算1				(1) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (2) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 (3) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	70%			1月につき	
A3	6003	訪問型サービス同一建物減算2					所定単位数の15%減算	70%				
A3	6002	訪問型サービス同一建物減算3	所定単位数の12%減算	70%								
A3	2021	訪問型サービス特別地域加算1 (制限)	特別地域加算	週1回程度	1,176単位の15%加算	70%	176	1月につき				
A3	2023	訪問型サービス特別地域加算1日割 (制限)			39単位の15%加算	70%	6	1日につき				
A3	2040	訪問型サービス特別地域加算2 (制限)			週2回程度	2,349単位の15%加算	70%	352	1月につき			
A3	2041	訪問型サービス特別地域加算2日割 (制限)				77単位の15%加算	70%	12	1日につき			
A3	2042	訪問型サービス特別地域加算3 (制限)			週2回を超える程度	3,727単位の15%加算	70%	559	1月につき			
A3	2043	訪問型サービス特別地域加算3日割 (制限)				123単位の15%加算	70%	18	1日につき			
A3	2022	訪問型サービス特別地域加算1・同一 (制限)			週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の15%加算	70%	159	1月につき			
A3	2044	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一 (制限)				35単位の15%加算	70%	5	1日につき			
A3	2119	訪問型サービス特別地域加算1・同一・2 (制限)			週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の15%加算	70%	150	1月につき			
A3	2120	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一・2 (制限)				33単位の15%加算	70%	5	1日につき			
A3	2121	訪問型サービス特別地域加算1・同一・3 (制限)			週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の15%加算	70%	155	1月につき			
A3	2122	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一・3 (制限)				34単位の15%加算	70%	5	1日につき			
A3	2045	訪問型サービス特別地域加算2・同一 (制限)			週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の15%加算	70%	317	1月につき			
A3	2046	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一 (制限)				69単位の15%加算	70%	10	1日につき			
A3	2123	訪問型サービス特別地域加算2・同一・2 (制限)			週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の15%加算	70%	300	1月につき			
A3	2124	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一・2 (制限)				65単位の15%加算	70%	10	1日につき			
A3	2125	訪問型サービス特別地域加算2・同一・3 (制限)			週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の15%加算	70%	310	1月につき			
A3	2126	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一・3 (制限)				68単位の15%加算	70%	10	1日につき			
A3	2047	訪問型サービス特別地域加算3・同一 (制限)			週2回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の15%加算	70%	503	1月につき			
A3	2048	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一 (制限)				111単位の15%加算	70%	17	1日につき			
A3	2127	訪問型サービス特別地域加算3・同一・2 (制限)			週2回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の15%加算	70%	475	1月につき			
A3	2128	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一・2 (制限)				105単位の15%加算	70%	16	1日につき			
A3	2129	訪問型サービス特別地域加算3・同一・3 (制限)			週2回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,280単位の15%加算	70%	492	1月につき			
A3	2130	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一・3 (制限)				108単位の15%加算	70%	16	1日につき			
A3	2024	訪問型サービス小規模事業所加算1 (制限)	中山間地域等における小規模事業所加算	週1回程度	1,176単位の10%加算	70%	118	1月につき				
A3	2025	訪問型サービス小規模事業所加算1日割 (制限)			39単位の10%加算	70%	4	1日につき				
A3	2049	訪問型サービス小規模事業所加算2 (制限)		週2回程度	2,349単位の10%加算	70%	235	1月につき				
A3	2050	訪問型サービス小規模事業所加算2日割 (制限)			77単位の10%加算	70%	8	1日につき				
A3	2051	訪問型サービス小規模事業所加算3 (制限)		週2回を超える程度	3,727単位の10%加算	70%	373	1月につき				
A3	2052	訪問型サービス小規模事業所加算3日割 (制限)			123単位の10%加算	70%	12	1日につき				
A3	2026	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一 (制限)		週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の10%加算	70%	106	1月につき				
A3	2053	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一 (制限)			35単位の10%加算	70%	4	1日につき				
A3	2131	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一・2 (制限)		週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の10%加算	70%	100	1月につき				
A3	2132	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一・2 (制限)			33単位の10%加算	70%	3	1日につき				
A3	2133	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一・3 (制限)		週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の10%加算	70%	104	1月につき				
A3	2134	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一・3 (制限)			34単位の10%加算	70%	3	1日につき				
A3	2054	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一 (制限)	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の10%加算	70%	211	1月につき					
A3												

A3	2055	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同一 (制限)	コホーレンスケアセンター 建物利用者が 20人以上にサービスを行う場合	69単位の10%加算	70%	7	1日につき
A3	2135	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同一 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の10%加算	70%	200	1月につき
A3	2136	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同一 (制限)	65単位の10%加算	70%	7	1日につき	
A3	2137	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同一 (制限)	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	2,067単位の10%加算	70%	207	1月につき
A3	2138	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同一 (制限)	68単位の10%加算	70%	7	1日につき	
A3	2056	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同一 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の10%加算	70%	335	1月につき
A3	2057	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同一 (制限)	111単位の10%加算	70%	11	1日につき	
A3	2139	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同一 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の10%加算	70%	317	1月につき
A3	2140	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同一 (制限)	105単位の10%加算	70%	11	1日につき	
A3	2141	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同一 (制限)	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	3,280単位の10%加算	70%	328	1月につき
A3	2142	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同一 (制限)	108単位の10%加算	70%	11	1日につき	
A3	2027	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1 (制限)	週 1 回程度	1,176単位の5%加算	70%	59	1月につき
A3	2028	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割 (制限)	39単位の5%加算	70%	2	1日につき	
A3	2029	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2 (制限)	週 2 回程度	2,349単位の5%加算	70%	117	1月につき
A3	2058	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割 (制限)	77単位の5%加算	70%	4	1日につき	
A3	2059	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3 (制限)	週 2 回を超える程度	3,727単位の5%加算	70%	186	1月につき
A3	2060	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割 (制限)	123単位の5%加算	70%	6	1日につき	
A3	2061	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1・同一 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の5%加算	70%	53	1月につき
A3	2062	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割・同一 (制限)	35単位の5%加算	70%	2	1日につき	
A3	2143	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同一 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の5%加算	70%	50	1月につき
A3	2144	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同一 (制限)	33単位の5%加算	70%	2	1日につき	
A3	2145	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同一 (制限)	週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	1,035単位の5%加算	70%	52	1月につき
A3	2146	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同一 (制限)	34単位の5%加算	70%	2	1日につき	
A3	2063	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同一 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の5%加算	70%	106	1月につき
A3	2064	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同一 (制限)	69単位の5%加算	70%	3	1日につき	
A3	2147	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同一 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の5%加算	70%	100	1月につき
A3	2148	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同一 (制限)	65単位の5%加算	70%	3	1日につき	
A3	2149	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同一 (制限)	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	2,067単位の5%加算	70%	103	1月につき
A3	2150	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同一 (制限)	68単位の5%加算	70%	3	1日につき	
A3	2065	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同一 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の5%加算	70%	168	1月につき
A3	2066	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同一 (制限)	111単位の5%加算	70%	6	1日につき	
A3	2151	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同一 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の5%加算	70%	158	1月につき
A3	2152	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同一 (制限)	105単位の5%加算	70%	5	1日につき	
A3	2153	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同一 (制限)	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	3,280単位の5%加算	70%	164	1月につき
A3	2154	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同一 (制限)	108単位の5%加算	70%	5	1日につき	
A3	2030	訪問型サービス初回加算 (制限)	チ 初回加算	200単位加算	70%	200	
A3	2031	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I (制限)	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位加算	70%	100	
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II (制限)	(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位加算	70%	200		
A3	2033	訪問型サービス処遇改善加算 I 1 (制限)	週 1 回程度	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1,176単位の137/1000 加算	70%	161	
A3	2034	訪問型サービス処遇改善加算 I 1 (制限)	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1,176単位の100/1000 加算	70%	118		
A3	2035	訪問型サービス処遇改善加算 II 1 (制限)	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1,176単位の55/1000 加算	70%	65		
A3	2036	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1 (制限)	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	59		
A3	2037	訪問型サービス処遇改善加算 V 1 (制限)	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	52		
A3	2067	訪問型サービス処遇改善加算 I 2 (制限)	週 2 回程度	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 2,349単位の137/1000 加算	70%	322	
A3	2068	訪問型サービス処遇改善加算 II 2 (制限)	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 2,349単位の100/1000 加算	70%	235		
A3	2069	訪問型サービス処遇改善加算 III 2 (制限)	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 2,349単位の55/1000 加算	70%	129		
A3	2070	訪問型サービス処遇改善加算 IV 2 (制限)	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	116		
A3	2071	訪問型サービス処遇改善加算 V 2 (制限)	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	103		
A3	2072	訪問型サービス処遇改善加算 I 3 (制限)	週 2 回を超える程度	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 3,727単位の137/1000 加算	70%	511	
A3	2073	訪問型サービス処遇改善加算 II 3 (制限)	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 3,727単位の100/1000 加算	70%	373		
A3	2074	訪問型サービス処遇改善加算 III 3 (制限)	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 3,727単位の55/1000 加算	70%	205		
A3	2075	訪問型サービス処遇改善加算 IV 3 (制限)	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	185		
A3	2076	訪問型サービス処遇改善加算 V 3 (制限)	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	164		
A3	2077	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同一 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1,058単位の137/1000 加算	70%	145	
A3	2078	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同一 (制限)	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1,058単位の100/1000 加算	70%	106		
A3	2079	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同一 (制限)	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1,058単位の55/1000 加算	70%	58		
A3	2080	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同一 (制限)	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	52		
A3	2081	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同一 (制限)	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	46		
A3	2155	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同一 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1,000単位の137/1000 加算	70%	137	
A3	2156	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同一 (制限)	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1,000単位の100/1000 加算	70%	100		
A3	2157	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同一 (制限)	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1,000単位の55/1000 加算	70%	55		
A3	2158	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同一 (制限)	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	50		
A3	2159	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同一 (制限)	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	44		
A3	2160	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同一 (制限)	週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1,035単位の137/1000 加算	70%	142	
A3	2161	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同一 (制限)	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1,035単位の100/1000 加算	70%	104		
A3	2162	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同一 (制限)	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1,035単位の55/1000 加算	70%	57		
A3	2163	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同一 (制限)	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	51		
A3	2164	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同一 (制限)	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	46		

A3	2201	訪問型サービスベースアップ等支援加算13・同-2 (制限)	週2回を超える程度週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,168単位の24/1000	70%	76
A3	2202	訪問型サービスベースアップ等支援加算13・同-3 (制限)	週2回を超える程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,280単位の24/1000	70%	79

別表第1-3 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表 (4割負担用)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位					
				標準的な回数	減算・加算								
A3	3001	訪問型サービスⅠ (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176単位	60%	1,176	1月につき					
A3	3003	訪問型サービスⅠ日割 (制限)				60%	39	1日につき					
A3	3005	訪問型サービスⅡ (制限)				(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	60%	2,349	1月につき				
A3	3007	訪問型サービスⅡ日割 (制限)					60%	77	1日につき				
A3	3009	訪問型サービスⅢ (制限)				(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	60%	3,727	1月につき				
A3	3011	訪問型サービスⅢ日割 (制限)					60%	123	1日につき				
A3	3013	訪問型サービスⅣ (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3,722単位	60%	287	1回につき					
A3	3015	訪問型サービスⅤ (制限)				(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	60%		179				
A3	3017	訪問型サービスⅥ (制限)				(二) 所用時間45分以上の場合	60%		220				
A3	3019	訪問型短時間サービス (制限)				(3) 短時間の身体介護が中心である場合	60%		163				
A3	3109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1 (制限)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	60%	1,164	1月につき				
A3	3110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1日割 (制限)				1単位減算	60%	38	1日につき				
A3	3111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2 (制限)				(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	60%	2,326	1月につき			
A3	3112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2日割 (制限)					1単位減算	60%	76	1日につき			
A3	3113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3 (制限)				(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	60%	3,690	1月につき			
A3	3114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3日割 (制限)					1単位減算	60%	122	1日につき			
A3	3115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.1 (制限)				ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	60%	284	1回につき		
A3	3116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.2 (制限)							(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	60%		177	
A3	3117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.3 (制限)							(二) 所用時間45分以上の場合	60%		218	
A3	3118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間 (制限)							(3) 短時間の身体介護が中心である場合	60%		161	
A3	6001	訪問型サービス同一建物減算1	(1) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (2) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 (3) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	60%		1月につき						
A3	6003	訪問型サービス同一建物減算2						所定単位数の15%減算	60%				
A3	6002	訪問型サービス同一建物減算3						所定単位数の12%減算	60%				
A3	3021	訪問型サービス特別地域加算1 (制限)	特別地域加算	週1回程度	1,176単位の15%加算	60%	176	1月につき					
A3	3022	訪問型サービス特別地域加算1日割 (制限)				60%	6	1日につき					
A3	3023	訪問型サービス特別地域加算2 (制限)				週2回程度	2,349単位の15%加算	60%	352	1月につき			
A3	3040	訪問型サービス特別地域加算2日割 (制限)					77単位の15%加算	60%	12	1日につき			
A3	3041	訪問型サービス特別地域加算3 (制限)				週2回を超える程度	3,727単位の15%加算	60%	559	1月につき			
A3	3042	訪問型サービス特別地域加算3日割 (制限)					123単位の15%加算	60%	18	1日につき			
A3	3043	訪問型サービス特別地域加算1・同一 (制限)				週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の15%加算	60%	159	1月につき			
A3	3044	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一 (制限)					35単位の15%加算	60%	5	1日につき			
A3	3119	訪問型サービス特別地域加算1・同一・2 (制限)				週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	999単位の15%加算	60%	150	1月につき			
A3	3120	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一・2 (制限)					33単位の15%加算	60%	5	1日につき			
A3	3121	訪問型サービス特別地域加算1・同一・3 (制限)				週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,034単位の15%加算	60%	155	1月につき			
A3	3122	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一・3 (制限)					34単位の15%加算	60%	5	1日につき			
A3	3045	訪問型サービス特別地域加算2・同一 (制限)				週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の15%加算	60%	317	1月につき			
A3	3046	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一 (制限)					69単位の15%加算	60%	10	1日につき			
A3	3123	訪問型サービス特別地域加算2・同一・2 (制限)				週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,996単位の15%加算	60%	299	1月につき			
A3	3124	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一・2 (制限)					65単位の15%加算	60%	10	1日につき			
A3	3125	訪問型サービス特別地域加算2・同一・3 (制限)				週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の15%加算	60%	310	1月につき			
A3	3126	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一・3 (制限)					67単位の15%加算	60%	10	1日につき			
A3	3047	訪問型サービス特別地域加算3・同一 (制限)				週2回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の15%加算	60%	503	1月につき			
A3	3048	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一 (制限)					110単位の15%加算	60%	17	1日につき			
A3	3127	訪問型サービス特別地域加算3・同一・2 (制限)				週2回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,167単位の15%加算	60%	475	1月につき			
A3	3128	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一・2 (制限)					104単位の15%加算	60%	16	1日につき			
A3	3129	訪問型サービス特別地域加算3・同一・3 (制限)				週2回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,279単位の15%加算	60%	492	1月につき			
A3	3130	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一・3 (制限)					108単位の15%加算	60%	16	1日につき			
A3	3024	訪問型サービス小規模事業所加算1 (制限)				中山間地域等における小規模事業所加算	週1回程度	1,176単位の10%加算	60%	118	1月につき		
A3	3025	訪問型サービス小規模事業所加算1日割 (制限)							60%	4	1日につき		
A3	3026	訪問型サービス小規模事業所加算2 (制限)							週2回程度	2,349単位の10%加算	60%	235	1月につき
A3	3049	訪問型サービス小規模事業所加算2日割 (制限)								77単位の10%加算	60%	8	1日につき
A3	3050	訪問型サービス小規模事業所加算3 (制限)							週2回を超える程度	3,727単位の10%加算	60%	373	1月につき
A3	3051	訪問型サービス小規模事業所加算3日割 (制限)								123単位の10%加算	60%	12	1日につき
A3	3052	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一 (制限)	週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の10%加算	60%				105	1月につき			
A3	3053	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一 (制限)		35単位の10%加算	60%				3	1日につき			
A3	3131	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一・2 (制限)	週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	999単位の10%加算	60%				99	1月につき			
A3	3132	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一・2 (制限)		33単位の10%加算	60%				3	1日につき			
A3	3133	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一・3 (制限)	週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,034単位の10%加算	60%				103	1月につき			
A3	3134	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一・3 (制限)		34単位の10%加算	60%				3	1日につき			
A3	3054	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一 (制限)	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の10%加算	60%				211	1月につき			
A3													

A3	3055	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同一 (制限)	コペル・ヘルシバグワッド、建物アソシエツト	20人以上にサービスを行う場合	69単位の10%加算	60%	6	1日につき
A3	3135	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同一-2 (制限)		週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,996単位の10%加算	60%	199	1月につき
A3	3136	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同一-2 (制限)			65単位の10%加算	60%	6	1日につき
A3	3137	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同一-3 (制限)		週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	2,067単位の10%加算	60%	206	1月につき
A3	3138	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同一-3 (制限)			67単位の10%加算	60%	6	1日につき
A3	3056	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同一 (制限)		週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の10%加算	60%	335	1月につき
A3	3057	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同一 (制限)			110単位の10%加算	60%	11	1日につき
A3	3139	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同一-2 (制限)		週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,167単位の10%加算	60%	316	1月につき
A3	3140	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同一-2 (制限)			104単位の10%加算	60%	10	1日につき
A3	3141	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同一-3 (制限)		週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	3,279単位の10%加算	60%	327	1月につき
A3	3142	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同一-3 (制限)			108単位の10%加算	60%	10	1日につき
A3	3027	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1 (制限)		週 1 回程度	1,176単位の5%加算	60%	58	1月につき
A3	3028	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割 (制限)			39単位の5%加算	60%	1	1日につき
A3	3029	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2 (制限)		週 2 回程度	2,349単位の5%加算	60%	117	1月につき
A3	3058	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割 (制限)			77単位の5%加算	60%	3	1日につき
A3	3059	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3 (制限)		週 2 回を超える程度	3,727単位の5%加算	60%	186	1月につき
A3	3060	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割 (制限)			123単位の5%加算	60%	6	1日につき
A3	3061	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1・同一-1 (制限)		週 1 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の5%加算	60%	52	1月につき
A3	3062	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割・同一-1 (制限)			35単位の5%加算	60%	1	1日につき
A3	3143	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同一-2 (制限)		週 1 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	999単位の5%加算	60%	49	1月につき
A3	3144	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同一-2 (制限)			33単位の5%加算	60%	1	1日につき
A3	3145	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同一-3 (制限)		週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	1,034単位の5%加算	60%	51	1月につき
A3	3146	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同一-3 (制限)			34単位の5%加算	60%	1	1日につき
A3	3063	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同一-1 (制限)		週 2 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の5%加算	60%	105	1月につき
A3	3064	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同一-1 (制限)			69単位の5%加算	60%	3	1日につき
A3	3147	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同一-2 (制限)		週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,996単位の5%加算	60%	99	1月につき
A3	3148	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同一-2 (制限)			65単位の5%加算	60%	3	1日につき
A3	3149	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同一-3 (制限)		週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	2,067単位の5%加算	60%	153	1月につき
A3	3150	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同一-3 (制限)			67単位の5%加算	60%	3	1日につき
A3	3065	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同一-1 (制限)		週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の5%加算	60%	167	1月につき
A3	3066	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同一-1 (制限)			110単位の5%加算	60%	5	1日につき
A3	3151	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同一-2 (制限)		週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,167単位の5%加算	60%	158	1月につき
A3	3152	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同一-2 (制限)			104単位の5%加算	60%	5	1日につき
A3	3153	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同一-3 (制限)		週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	3,279単位の5%加算	60%	163	1月につき
A3	3154	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同一-3 (制限)			108単位の5%加算	60%	5	1日につき
A3	3030	訪問型サービス初回加算 (制限)	チ	初回加算	200単位加算	60%		200
A3	3031	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I (制限)	リ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I) 100単位加算	60%		100
A3	3032	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II (制限)			(2)生活機能向上連携加算 (II) 200単位加算	60%		200
A3	3033	訪問型サービス処遇改善加算 I 1 (制限)		週 1 回程度	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 1,176単位の137/1000 加算	60%		161
A3	3034	訪問型サービス処遇改善加算 I 1 (制限)			(2)介護職員処遇改善加算 (II) 1,176単位の100/1000 加算	60%		118
A3	3035	訪問型サービス処遇改善加算 II 1 (制限)			(3)介護職員処遇改善加算 (III) 1,176単位の55/1000 加算	60%		65
A3	3036	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1 (制限)			(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	60%		58
A3	3037	訪問型サービス処遇改善加算 V 1 (制限)			(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	60%		52
A3	3067	訪問型サービス処遇改善加算 I 2 (制限)		週 2 回程度	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 2,349単位の137/1000 加算	60%		322
A3	3068	訪問型サービス処遇改善加算 II 2 (制限)			(2)介護職員処遇改善加算 (II) 2,349単位の100/1000 加算	60%		235
A3	3069	訪問型サービス処遇改善加算 III 2 (制限)			(3)介護職員処遇改善加算 (III) 2,349単位の55/1000 加算	60%		129
A3	3070	訪問型サービス処遇改善加算 IV 2 (制限)			(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	60%		116
A3	3071	訪問型サービス処遇改善加算 V 2 (制限)			(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	60%		103
A3	3072	訪問型サービス処遇改善加算 I 3 (制限)		週 2 回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 3,727単位の137/1000 加算	60%		511
A3	3073	訪問型サービス処遇改善加算 II 3 (制限)			(2)介護職員処遇改善加算 (II) 3,727単位の100/1000 加算	60%		373
A3	3074	訪問型サービス処遇改善加算 III 3 (制限)			(3)介護職員処遇改善加算 (III) 3,727単位の55/1000 加算	60%		205
A3	3075	訪問型サービス処遇改善加算 IV 3 (制限)			(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	60%		184
A3	3076	訪問型サービス処遇改善加算 V 3 (制限)			(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	60%		164
A3	3077	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同一-1 (制限)		週 1 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 1,058単位の137/1000 加算	60%		145
A3	3078	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同一-1 (制限)			(2)介護職員処遇改善加算 (II) 1,058単位の100/1000 加算	60%		106
A3	3079	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同一-1 (制限)			(3)介護職員処遇改善加算 (III) 1,058単位の55/1000 加算	60%		58
A3	3080	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同一-1 (制限)			(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	60%		52
A3	3081	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同一-1 (制限)			(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	60%		46
A3	3155	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同一-2 (制限)		週 1 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 999単位の137/1000 加算	60%		136
A3	3156	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同一-2 (制限)			(2)介護職員処遇改善加算 (II) 999単位の100/1000 加算	60%		99
A3	3157	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同一-2 (制限)			(3)介護職員処遇改善加算 (III) 999単位の55/1000 加算	60%		54
A3	3158	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同一-2 (制限)			(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	60%		48
A3	3159	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同一-2 (制限)			(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	60%		43
A3	3160	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同一-3 (制限)		週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 1,034単位の137/1000 加算	60%		141
A3	3161	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同一-3 (制限)			(2)介護職員処遇改善加算 (II) 1,034単位の100/1000 加算	60%		103
A3	3162	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同一-3 (制限)			(3)介護職員処遇改善加算 (III) 1,034単位の55/1000 加算	60%		56
A3	3163	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同一-3 (制限)			(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	60%		50
A3	3164	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同一-3 (制限)			(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	60%		44

A3	3201	訪問型サービスベースアップ等支援加算13・同-2 (制限)	週2回を超える程度週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,167単位の24/1000	60%	76
A3	3202	訪問型サービスベースアップ等支援加算13・同-3 (制限)	週2回を超える程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,279単位の24/1000	60%	78

別表第1-4 (第6条関係)
 由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスA

その① 1割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1010	1割 訪問型サービスA11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	保険給付率 90%	941	1月につき	
A3	1050	1割 訪問型サービスA12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	保険給付率 90%	1,879		
A3	1055	1割 訪問型サービスA13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	保険給付率 90%	2,981		
A3	1001	1割 訪問型サービスA21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 90%	230	1回につき	
A3	1002	1割 訪問型サービスA22回数		(2)生活援助が中心である場合	(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 90%		143
A3	1009	1割 訪問型サービスA23回数			(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率 90%		176
A3	1008	1割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率 90%	130		
A3	1006	1割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算		保険給付率 90%	160	1月につき	
A3	1007	1割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算		保険給付率 90%	80		

その② 2割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1060	2割 訪問型サービスA11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	保険給付率 80%	941	1月につき	
A3	1065	2割 訪問型サービスA12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	保険給付率 80%	1,879		
A3	1070	2割 訪問型サービスA13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	保険給付率 80%	2,981		
A3	1011	2割 訪問型サービスA21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 80%	230	1回につき	
A3	1012	2割 訪問型サービスA22回数		(2)生活援助が中心である場合	(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 80%		143
A3	1019	2割 訪問型サービスA23回数			(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率 80%		176
A3	1018	2割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率 80%	130		
A3	1016	2割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算		保険給付率 80%	160	1月につき	
A3	1017	2割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算		保険給付率 80%	80		

その③ 3割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1030	3割 訪問型サービスA11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	保険給付率 70%	941	1月につき	
A3	1035	3割 訪問型サービスA12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	保険給付率 70%	1,879		
A3	1040	3割 訪問型サービスA13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	保険給付率 70%	2,981		
A3	1021	3割 訪問型サービスA21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 70%	230	1回につき	
A3	1022	3割 訪問型サービスA22回数		(2)生活援助が中心である場合	(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 70%		143
A3	1029	3割 訪問型サービスA23回数			(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率 70%		176
A3	1026	3割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率 70%	130		
A3	1027	3割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算		保険給付率 70%	160	1月につき	
A3	1028	3割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算		保険給付率 70%	80		

その④ 4割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1031	4割 訪問型サービスA11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	保険給付率 60%	941	1月につき	
A3	1032	4割 訪問型サービスA12		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	保険給付率 60%	1,879		
A3	1033	4割 訪問型サービスA13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	保険給付率 60%	2,981		
A3	1034	4割 訪問型サービスA21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	保険給付率 60%	230	1回につき	
A3	1036	4割 訪問型サービスA22回数		(2)生活援助が中心である場合	(一)所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 60%		143
A3	1037	4割 訪問型サービスA23回数			(二)所用時間45分以上の場合	保険給付率 60%		176
A3	1038	4割 訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	保険給付率 60%	130		
A3	1039	4割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算		保険給付率 60%	160	1月につき	
A3	1041	4割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算		保険給付率 60%	80		

別表第2-1 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A6 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	1111	通所型サービス11			1,798単位	1,798	1月につき
A6	1112	通所型サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型サービス12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	119単位	119	1日につき
A6	1113	通所型サービス21回数		事業対象者・要支援1 (月1回から8回まで)	436単位	436	1回につき
A6	1123	通所型サービス22回数	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	447単位	447	1回につき
A6	C211	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11		事業対象者・要支援2		-18	1月につき
A6	C212	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-1	1日につき
A6	C213	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2		-36	1月につき
A6	C214	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-1	1日につき
A6	C215	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援2		-4	1回につき
A6	C216	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-4	1回につき
A6	D211	通所型サービス業務継続計画未実施減算11		事業対象者・要支援2		-18	1月につき
A6	D212	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-1	1日につき
A6	D213	通所型サービス業務継続計画未実施減算12		事業対象者・要支援2		-36	1月につき
A6	D214	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-1	1日につき
A6	D215	通所型サービス業務継続計画未実施減算21		事業対象者・要支援2		-4	1回につき
A6	D216	通所型サービス業務継続計画未実施減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-4	1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1		事業対象者・要支援2		-376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算		
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	47単位減算	-47	片道につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき
A6	5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算 (I)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算II		(2)口腔機能向上加算 (II)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算I1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (I)	88単位加算	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算I2	(2) サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	176単位加算	176	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算II1		事業対象者・要支援2	72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算II2	(3) サービス提供体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援1	144単位加算	144	
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算III1		事業対象者・要支援2	24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算III2		48単位加算	48		
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算II		(2)生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200	
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算II		(2)口腔栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護体制推進体制加算		40単位加算	40	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の59/1000 加算			
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算II		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算III		(3)介護職員処遇改善加算 (III) 所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算IV		(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算			1月につき
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算V		(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算			
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の12/1000 加算			
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算II		(2)介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位数の10/1000 加算			
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000		

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		事業対象者・要支援1	59単位	41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	119単位	83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21回数・定超	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	事業対象者・要支援1	436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援1	単位	41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠	ロ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠		事業対象者・要支援2	単位	83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	事業対象者・要支援1	436単位	305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	313	

別表第2-2 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表 (3割負担用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位			
種類	項目									
A7	2001	通所型サービス11 (制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	70%	1,798	1月につき		
A7	2002	通所型サービス11日割 (制限)		59単位	70%	59	1日につき			
A7	2003	通所型サービス12 (制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位	70%	3,621	1月につき		
A7	2004	通所型サービス12日割 (制限)		119単位	70%	119	1日につき			
A7	2005	通所型サービス21回数 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位	70%	436	1回につき		
A7	2006	通所型サービス22回数 (制限)		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位	70%	447			
A7	2113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11 (制限)	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	70%	1,780	1月につき	
A7	2114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割 (制限)			1単位減算	70%	58	1日につき		
A7	2115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12 (制限)			事業対象者・要支援2	36単位減算	70%	3,585	1月につき	
A7	2116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割 (制限)			1単位減算	70%	118	1日につき		
A7	2117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	70%	432	1回につき		
A7	2118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22 (制限)		事業対象者・要支援2	4単位減算	70%	443			
A7	2119	通所型サービス業務継続計画未実施減算11 (制限)	業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	70%	1,780	1月につき	
A7	2120	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割 (制限)			1単位減算	70%	58	1日につき		
A7	2121	通所型サービス業務継続計画未実施減算12 (制限)			事業対象者・要支援2	36単位減算	70%	3,585	1月につき	
A7	2122	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割 (制限)			1単位減算	70%	118	1日につき		
A7	2123	通所型サービス業務継続計画未実施減算21 (制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	70%	432	1回につき		
A7	2124	通所型サービス業務継続計画未実施減算22 (制限)		事業対象者・要支援2	4単位減算	70%	443			
A7	2011	通所型サービス11・同一建物1 (制限)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス (独自) を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	70%	1,422	1月につき		
A7	2012	通所型サービス12・同一建物2 (制限)		事業対象者・要支援2	752単位減算	70%	2,869			
A7	2125	通所型サービス21・同一建物3 (制限)		事業対象者・要支援1	94単位減算	70%	342	1回につき		
A7	2126	通所型サービス22・同一建物3 (制限)		事業対象者・要支援2	94単位減算	70%	353			
A7	2111	通所型サービス11日割・同一建物 (制限)		事業対象者・要支援1	12単位減算	70%	47	1回につき		
A7	2112	通所型サービス12日割・同一建物2 (制限)		事業対象者・要支援2	25単位減算	70%	94			
A7	2007	通所型サービス中山間地域等提供加算 (制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		70%		1月につき		
A7	2008	通所型サービス中山間地域等加算日割 (制限)		所定単位数の5%加算		70%		1日につき		
A7	2009	通所型サービス中山間地域等加算回数 (制限)		所定単位数の5%加算		70%		1回につき		
A7	2013	通所型生活上向グループ活動加算 (制限)	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100			
A7	2010	通所型サービス若年性認知症受入加算 (制限)	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	70%	240			
A7	2015	通所型サービス栄養改善加算 (制限)	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	70%	50			
A7	2100	通所型サービス栄養改善加算 (制限)	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	70%	200			
A7	2016	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ (制限)	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150単位加算	70%	150			
A7	2101	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ (制限)		(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160単位加算	70%	160			
A7	2127	通所型サービス一体的サービス提供加算 (制限)	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	70%	480			
A7	2102	通所型サービス提供体制強化加算ⅠⅠ (制限)	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	70%	88	1月につき	
A7	2103	通所型サービス提供体制強化加算ⅠⅡ (制限)			事業対象者・要支援2	176単位加算	70%	176		
A7	2022	通所型サービス提供体制強化加算ⅡⅠ (制限)		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%	72		
A7	2023	通所型サービス提供体制強化加算ⅡⅡ (制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144		
A7	2026	通所型サービス提供体制強化加算ⅢⅠ (制限)			(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	70%		24
A7	2027	通所型サービス提供体制強化加算ⅢⅡ (制限)	事業対象者・要支援2	48単位加算		70%	48			
A7	2104	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ (制限)	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	70%	100			
A7	2028	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ (制限)		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算	70%	200			
A7	2105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ (制限)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	70%	20			
A7	2030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ (制限)		(2) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	70%	5	1回につき		
A7	2106	通所型サービス科学的介護推進体制加算 (制限)	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	70%	40			
A7	2031	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅠ (制限)	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数の59/1000 加算	70%	106		
A7	2032	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅡ (制限)				(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	70%		77
A7	2033	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅢ (制限)				(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	70%		41
A7	2034	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅣ (制限)				(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算	70%		37
A7	2035	通所型サービス処遇改善加算ⅠⅤ (制限)				(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算	70%		33
A7	2036	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅠ (制限)		(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数の59/1000 加算	70%	214		
A7	2037	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅡ (制限)				(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	70%		156
A7	2038	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅢ (制限)				(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	70%		83
A7	2039	通所型サービス処遇改善加算ⅡⅣ (制限)				(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算	70%		75

A7	3040	通所型サービス処遇改善加算V2(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(V)		(3)で算定した単位数の80%加算	60%	66		
A7	3041	通所型サービス処遇改善加算I1・減算1(制限)	ヨ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1	1,259単位の59/1000加算	60%	74		
A7	3042	通所型サービス処遇改善加算II1・減算1(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(II)		1,259単位の43/1000加算	60%	54		
A7	3043	通所型サービス処遇改善加算III1・減算1(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(III)		1,259単位の23/1000加算	60%	29		
A7	3044	通所型サービス処遇改善加算IV1・減算1(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(3)で算定した単位数の90%加算	60%	26		
A7	3045	通所型サービス処遇改善加算V1・減算1(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(V)		(3)で算定した単位数の80%加算	60%	23		
A7	3046	通所型サービス処遇改善加算I2・減算1(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(I)		事業対象者・要支援2	2,535単位の59/1000加算	60%	150	
A7	3047	通所型サービス処遇改善加算II2・減算1(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(II)			2,535単位の43/1000加算	60%	109	
A7	3048	通所型サービス処遇改善加算III2・減算1(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(III)			2,535単位の23/1000加算	60%	58	
A7	3049	通所型サービス処遇改善加算IV2・減算1(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(IV)			(3)で算定した単位数の90%加算	60%	52	
A7	3050	通所型サービス処遇改善加算V2・減算1(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(V)			(3)で算定した単位数の80%加算	60%	46	
A7	3051	通所型サービス処遇改善加算I1・減算2(制限)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1		1,422単位の59/1000加算	60%	84	
A7	3052	通所型サービス処遇改善加算II1・減算2(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(II)			1,422単位の43/1000加算	60%	61	
A7	3053	通所型サービス処遇改善加算III1・減算2(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(III)			1,422単位の23/1000加算	60%	33	
A7	3054	通所型サービス処遇改善加算IV1・減算2(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(IV)			(3)で算定した単位数の90%加算	60%	30	
A7	3055	通所型サービス処遇改善加算V1・減算2(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(V)			(3)で算定した単位数の80%加算	60%	26	
A7	3056	通所型サービス処遇改善加算I2・減算2(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(I)		事業対象者・要支援2	2,869単位の59/1000加算	60%	169	
A7	3057	通所型サービス処遇改善加算II2・減算2(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(II)			2,869単位の43/1000加算	60%	123	
A7	3058	通所型サービス処遇改善加算III2・減算2(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(III)			2,869単位の23/1000加算	60%	66	
A7	3059	通所型サービス処遇改善加算IV2・減算2(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(IV)			(3)で算定した単位数の90%加算	60%	59	
A7	3060	通所型サービス処遇改善加算V2・減算2(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(V)			(3)で算定した単位数の80%加算	60%	53	
A7	3061	通所型サービス特定処遇改善加算I1(制限)	タ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1		所定単位数の12/1000加算	60%	22	
A7	3062	通所型サービス特定処遇改善加算II1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)			所定単位数の10/1000加算	60%	18	
A7	3063	通所型サービス特定処遇改善加算I2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)			事業対象者・要支援2	所定単位数の12/1000加算	60%	43
A7	3064	通所型サービス特定処遇改善加算II2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)				所定単位数の10/1000加算	60%	36
A7	3065	通所型サービス特定処遇改善加算I1・減算1(制限)	レ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1		1,259単位の12/1000加算	60%	15	
A7	3066	通所型サービス特定処遇改善加算II1・減算1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		1,259単位の10/1000加算	60%	13		
A7	3067	通所型サービス特定処遇改善加算I2・減算1(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		事業対象者・要支援2	2,535単位の12/1000加算	60%	30	
A7	3068	通所型サービス特定処遇改善加算II2・減算1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)			2,535単位の10/1000加算	60%	25	
A7	3069	通所型サービス特定処遇改善加算I1・減算2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		事業対象者・要支援1	1,422単位の12/1000加算	60%	17	
A7	3070	通所型サービス特定処遇改善加算II1・減算2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)			1,422単位の10/1000加算	60%	14	
A7	3071	通所型サービス特定処遇改善加算I2・減算2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		事業対象者・要支援2	2,869単位の12/1000加算	60%	34	
A7	3072	通所型サービス特定処遇改善加算II2・減算2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)			2,869単位の10/1000加算	60%	29	
A7	3073	通所型サービスベースアップ等支援加算I1(制限)	ソ 通所型サービスベースアップ等支援加算	通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・要支援1	所定単位数の11/1000加算	60%	20		
A7	3074	通所型サービスベースアップ等支援加算I2(制限)		通所型サービスベースアップ等支援加算		事業対象者・要支援2	所定単位数の11/1000加算	60%	40	
A7	3075	通所型サービスベースアップ等支援加算II1・減算1(制限)		通所型サービスベースアップ等支援加算			事業対象者・要支援1	1,259単位の11/1000加算	60%	14
A7	3076	通所型サービスベースアップ等支援加算II2・減算1(制限)		通所型サービスベースアップ等支援加算		事業対象者・要支援2		2,535単位の11/1000加算	60%	28
A7	3077	通所型サービスベースアップ等支援加算I1・減算2(制限)		通所型サービスベースアップ等支援加算			事業対象者・要支援1	1,422単位の11/1000加算	60%	16
A7	3078	通所型サービスベースアップ等支援加算I2・減算2(制限)		通所型サービスベースアップ等支援加算		事業対象者・要支援2		2,869単位の11/1000加算	60%	32

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	6001	通所型サービス11・定超(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	70%	1,259	1月につき		
A7	6002	通所型サービス11日割・定超(制限)					事業対象者・要支援1	1,798単位
A7	6003	通所型サービス12・定超(制限)					事業対象者・要支援2	59単位
A7	6004	通所型サービス12日割・定超(制限)						3,621単位
A7	6005	通所型サービス21回割・定超(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	70%	305	1回につき		
A7	6006	通所型サービス22回割・定超(制限)					事業対象者・要支援1(月1回から4回まで)	436単位
			事業対象者・要支援2(月1回から8回まで)	447単位	313			

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	7001	通所型サービス11・人欠(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	70%	1,259	1月につき		
A7	7002	通所型サービス11日割・人欠(制限)					事業対象者・要支援1	1,798単位
A7	7003	通所型サービス12・人欠(制限)					事業対象者・要支援2	59単位
A7	7004	通所型サービス12日割・人欠(制限)						3,621単位
A7	7005	通所型サービス21回割・人欠(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	70%	305	1回につき		
A7	7006	通所型サービス22回割・人欠(制限)					事業対象者・要支援1(月1回から4回まで)	436単位
			事業対象者・要支援2(月1回から8回まで)	447単位	313			

1月につき

別表第2-4 (第6条関係)

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービスA

その① 1割負担の場合(保険給付率90%)

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1005	1割 通所型サービスA11(短時間)	イ 通所型サービスA	事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 90%	863	1月につき
A7	1003	1割 通所型サービスA11(1日)		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 90%	1,438	
A7	1004	1割 通所型サービスA12		事業者・要支援2(週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 90%	2,897	
A7	1006	1割 通所型サービスA11(短時間)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 90%	208	1回につき
A7	1001	1割 通所型サービスA11(1日)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 90%	349	
A7	1002	1割 通所型サービスA12回数		事業者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 90%	358	

その② 2割負担の場合(保険給付率80%)

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1015	2割 通所型サービスA11(短時間)	イ 通所型サービスA	事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 80%	863	1月につき
A7	1012	2割 通所型サービスA11(1日)		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 80%	1,438	
A7	1013	2割 通所型サービスA12		事業者・要支援2(週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 80%	2,897	
A7	1016	2割 通所型サービスA11(短時間)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 80%	208	1回につき
A7	1011	2割 通所型サービスA11(1日)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 80%	349	
A7	1020	2割 通所型サービスA12回数		事業者・要支援2 ※1月の中で全部で1回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 80%	358	

その③ 3割負担の場合(保険給付率70%)

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1025	3割 通所型サービスA11(短時間)	イ 通所型サービスA	事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 70%	863	1月につき
A7	1022	3割 通所型サービスA11(1日)		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 70%	1,438	
A7	1023	3割 通所型サービスA12		事業者・要支援2(週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 70%	2,897	
A7	1026	3割 通所型サービスA11(短時間)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 70%	208	1回につき
A7	1021	3割 通所型サービスA11(1日)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 70%	349	
A7	1030	3割 通所型サービスA12回数		事業者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 70%	358	

その④ 4割負担の場合(保険給付率60%)

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1035	4割 通所型サービスA11(短時間)	イ 通所型サービスA	事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満	保険給付率 60%	863	1月につき
A7	1031	4割 通所型サービスA11(1日)		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上	保険給付率 60%	1,438	
A7	1032	4割 通所型サービスA12		事業者・要支援2(週2回程度) (旧サービス経過措置)	保険給付率 60%	2,897	
A7	1036	4割 通所型サービスA11(短時間)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間未満 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 60%	208	1回につき
A7	1033	4割 通所型サービスA11(1日)回数		事業者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1回あたり4時間以上 ※1月の中で全部で4回まで	保険給付率 60%	349	
A7	1034	4割 通所型サービスA12回数		事業者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで (旧サービス経過措置)	保険給付率 60%	358	

別表第3（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスC

算定項目	単価
訪問型サービスC事業費 (1人1回につき)	4,500円

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービスC

算定項目	単価
通所型サービスC事業費 (1人1回につき)	4,500円
送迎利用加算(片道)	250円
送迎利用加算(往復)	500円
生活機能向上加算	20,000円

別表第4（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防支援事業

その①（保険給付率100%）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	442単位	442
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	742単位	742
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	742単位	742
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,042単位	1,042
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	4単位減算	438
AF	1006		高齢者虐待防止未実施減算（4単位減算） 業務継続計画未実施減算（4単位減算）	8単位減算	434
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA・業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	4単位減算	438

1月につき